



世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市

霧島山系から錦江湾の鼓動が時空を超え、躍動する新都市

新市まちづくり計画【概要版】

国分市・溝辺町・横川町・牧園町・霧島町・隼人町・福山町

平成15年12月
始良中央地区合併協議会

概要版の趣旨

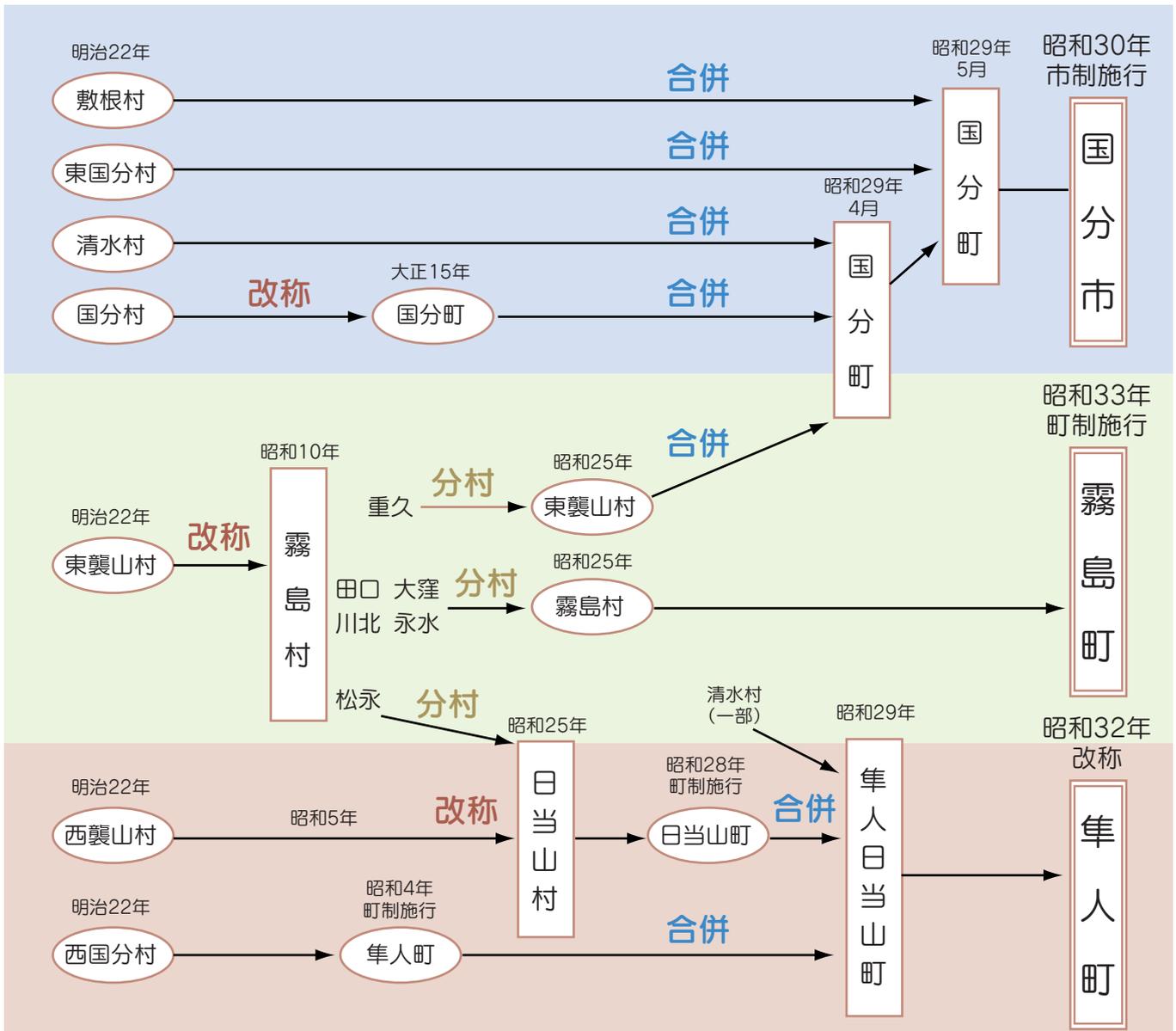
この冊子は、1市6町の合併を想定した場合の、新市の基本理念や将来像、財政計画などについて取りまとめたものです。

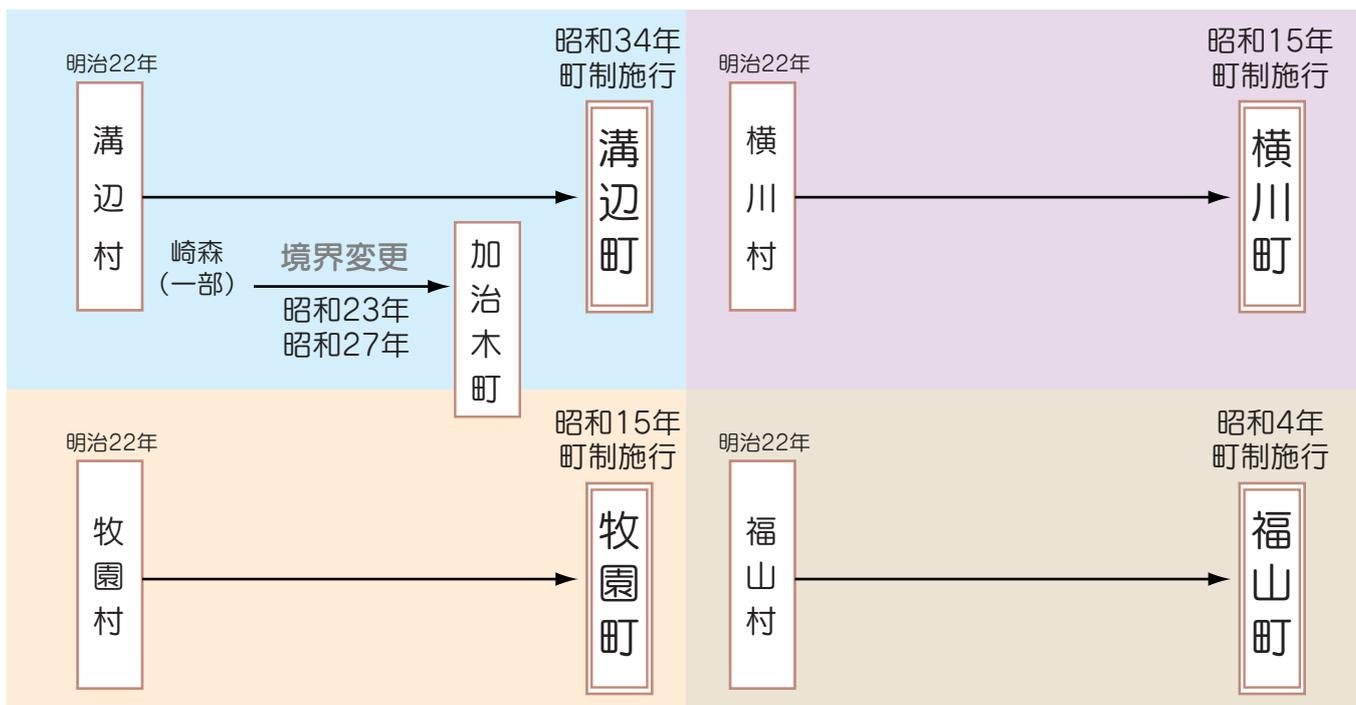
合併協議会では、平成17年2月を合併の目標に定め、現在、さまざまな協議を進めるとともに、新市まちづくりの指針となる新市まちづくり計画の策定に取り組んでいます。策定にあたっては、これまで、住民の代表である「まちづくりフォーラム」の方々からいただきました提言、まちづくりアンケートによる要望を十分に取入れた計画とするよう心がけて作業を進めてきました。この度、その原案がまとまりましたので、概要版という形で皆様にお届けいたします。なお、本計画は合併後概ね10年間を期間として定めるものです。

この冊子を1市6町の合併の適否を判断するための参考としていただきたいと思います。

地域の将来について皆様も一緒に考えてみましょう。

1 市6町の歴史





地域の特性

新市の面積は、603.67km²で霧島山系から裾野、平野部を経て錦江湾まで流れる清く豊かな天降川、その流域に広がる豊かな田園、そして山麓から平野部まで温泉群等を有しており、海、山、川、田園など多彩で豊かな地域です。

1市6町は、次のような地域特性を持っています。

- 1 鹿児島県のほぼ中央にあって、陸・海・空の交通体系が整った南九州の交通の要衝になっています。
- 2 地域特性を活かした農産物、農産加工品、特産品が豊富にあります。
- 3 企業・大学が立地しており、さらに誘致できる地理的条件に恵まれています。
- 4 自然及び歴史的資産、観光資源が豊富であり、個性のある地域の文化が息づいています。



合併の必要性

市町村合併は、私たちの生活や地域の将来に大きく影響するものです。合併の必要性について、住民一人ひとりが自分のこととして考えてみましょう。

大きく影響するものです。合併の必要性について、住民一人ひとりが自分のこととして考えてみましょう。



1 日常生活圏の拡大に対応するために

通勤・通学や買い物、通院などで自動車の利用が増えるに従って、以前と比べ行動範囲が広くなり、私たちの日常生活圏が拡大しています。このため、住んでいる市町とサービスを受ける市町が異なる場合が多くなっています。

日常生活圏の広域化

買い物圏

高校生等の通学圏

通院圏

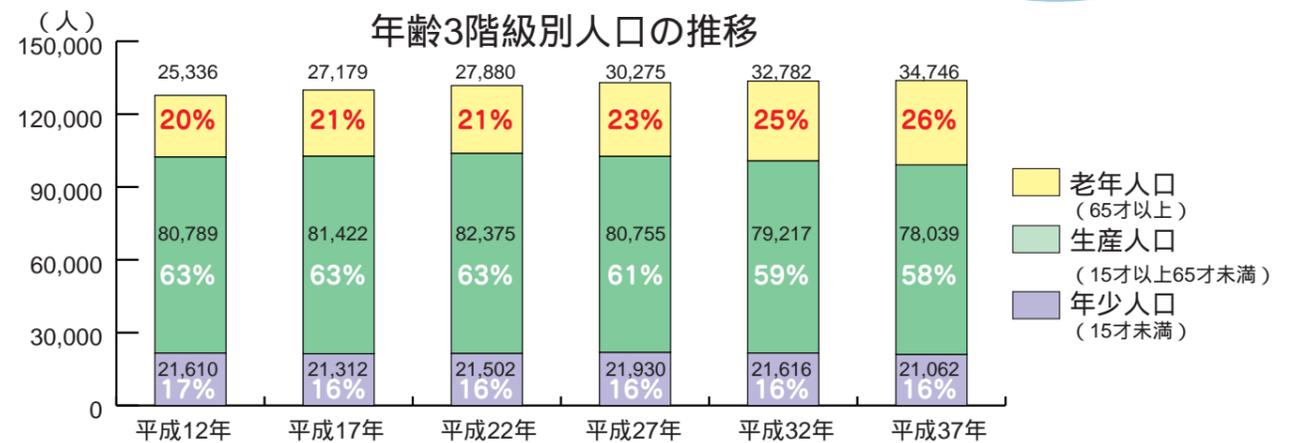
通勤圏

横川町 牧園町 霧島町 溝辺町 隼人町 国分市 福山町

3 少子化・高齢化に対応するために

今後ますます少子化・高齢化が進み、働き手の中心である生産年齢人口も減少していくことが予想されます。このことは、税金を負担する人が減り、逆に税金によって行政サービスを受ける人が増えることを意味します。

一方、これからの地域社会を担う子どもたちの教育や、市民が安心して暮らしていくための高齢者の福祉については、今後も十分なサービスを維持確保していく必要があります。



* 平成12年は国勢調査を用い平成17年以降は「小地域簡易将来人口推計システム」により推計

2 地方分権の推進に対応するために

国が主体の行政の仕組みから、住民に最も身近な市町村が責任をもって施策を決定し、実行するという地方分権が推進されています。

このため、市や町が自治能力を高め、自己決定、自己責任の原則のもとに、行政の効率化を図り、個性や魅力あるまちづくりを進めることが強く求められています。



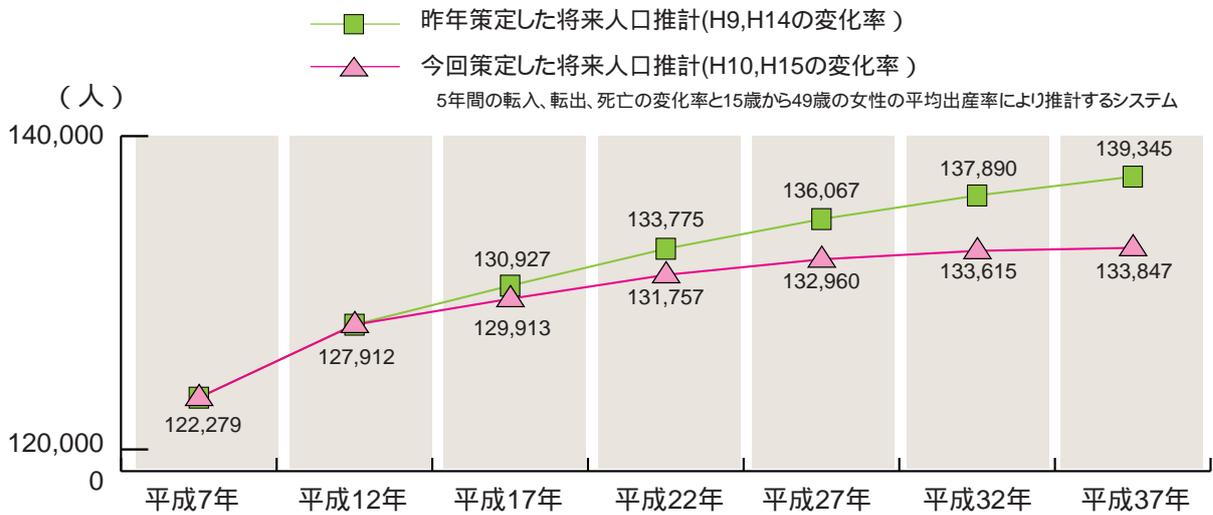
4 厳しい財政状況に対応するために

1市6町の財政状況をみると、税金は歳入全体の約2~3割程度に過ぎず、国からの地方交付税などに大きく依存しながら、行政需要に対応している状況にあります。

しかし、国の財政状況が年々厳しくなっているため、国の財政が地方を支える余裕はなくなってきており、地方交付税や国からの補助金など、将来にわたって同じように確保することは極めて難しいと考えられます。合併によって、市町長等、議員及び行政職員の削減や組織の再編を行うことなどで、行財政の効率化を図り、必要な行政サービスを維持していくことが必要となります。

このような問題に対応するために、合併は有効な手段です。

将来人口推計

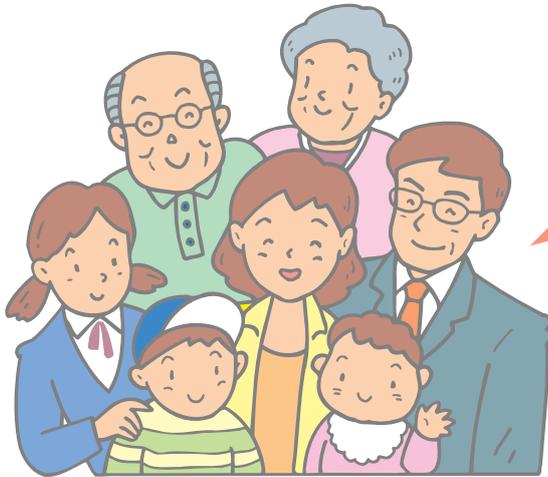


歳入に関する地方税、地方交付税の算出には、将来人口推計システム(H10,H15の変化率人口)を用いています。

なお、昨年11月に策定したシミュレーションも同システム(H9,H14の変化率人口)を用いています。

一〇メモ

前回のシミュレーションで黒字だった国分市、隼人町が赤字に転じた最も大きな要因は、上記のグラフに示すように人口の伸びが減り、人口要件に影響を受ける歳入(地方税、交付税)の減と、不況等により、税の伸びが見込めないためです。



自然動態

市町名	国勢調査人口		将来推計人口					平成14年中	
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	出生者数	死亡者数
国分市	50,045	53,966	56,252	58,858	61,289	63,501	65,508	689	387
溝辺町	8,293	8,537	8,796	9,029	9,201	9,303	9,377	87	82
横川町	5,855	5,516	5,272	4,999	4,717	4,435	4,166	40	56
牧園町	10,229	9,613	8,967	8,293	7,581	6,816	6,072	54	130
霧島町	6,132	5,918	5,644	5,351	5,051	4,727	4,363	29	75
隼人町	34,150	36,846	37,873	38,611	39,010	39,203	39,183	403	310
福山町	7,575	7,516	7,109	6,616	6,111	5,630	5,178	40	105
計	122,279	127,912	129,913	131,757	132,960	133,615	133,847	1,342	1,145

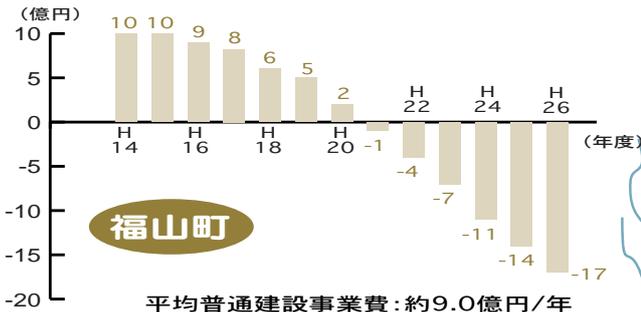
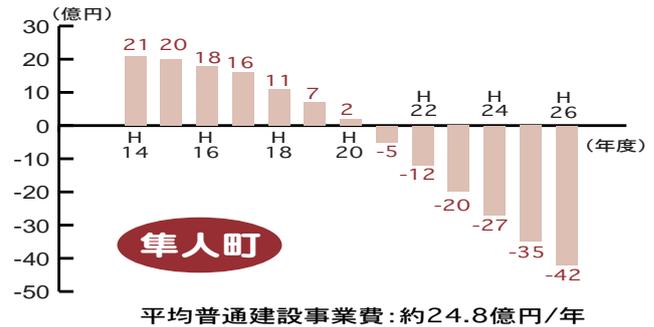
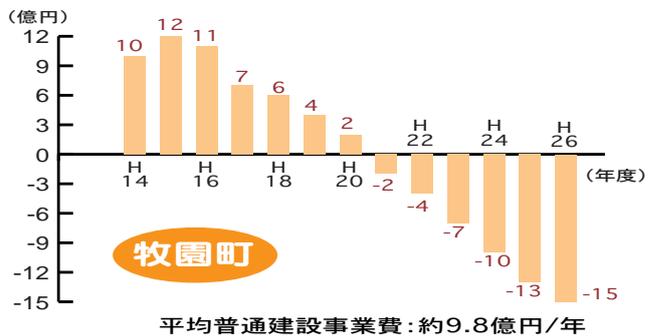
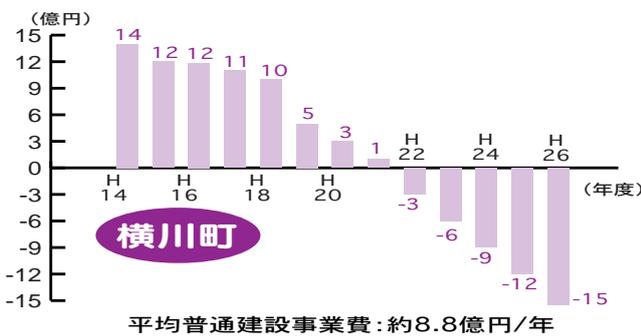
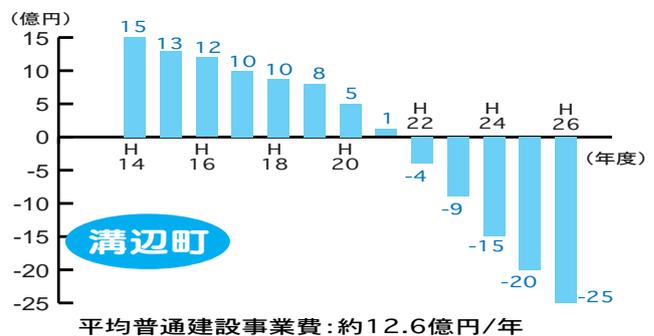
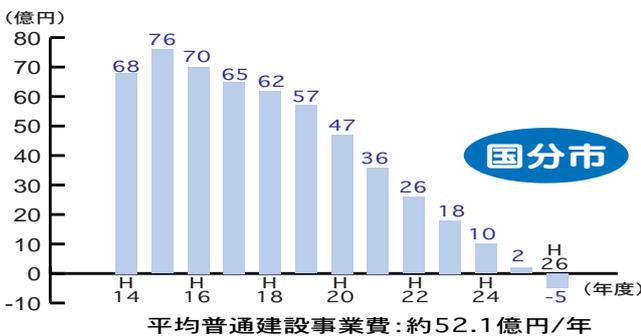
合併しなかった場合の将来予測

厳しい各市町単独での財政状況

各市町が合併しなかった場合の財政シミュレーション結果は次表のとおりとなり、**現在の行政サービス水準を維持すると仮定し**、歳入不足の場合は基金(貯金)を取り崩して運営していくとすると、**各市町とも平成21年度から26年度には基金が赤字に転じます**。

歳出に関しては、普通建設事業費(通常行うべき土木・建築等の費用)を平成17年度から19年度の3年間を積み上げ、その後は、同程度の普通建設事業費を維持すると仮定してシミュレーションを行っています。

各市町の基金(貯金)の推移表



各市町とも合併しなかった場合、今後、普通建設事業費等の削減だけでなく、人件費、物件費等の削減をしなければ運営していけなくなります。

合併した場合の将来予測

合併の効果

住民の暮らしが便利になります

- これまで利用が制限されていた各市町の公共施設がより広い範囲で利用しやすくなります。
- 支所機能の充実により、窓口サービスを勤務地の近くや買い物先などでも受けることが可能になります。
- 将来的には、生活の実態に即した小中学校区が設定できます。
- 福祉サービス等のサービス水準はできるだけ高いほうへ、負担はできるだけ低いほうへという基本的な考えに基づき調整を行っていきます。



広域的な観点にたったまちづくりができます

- スポーツ施設や文化施設などの公共施設を効率的にバランス良く配置できます。
- 各市町界を越えた広域的な道路の整備により、円滑な交通が可能となります。
- 重点的な投資が可能となり、地域の特性を活かしたグレードの高い施設の整備や、大規模な事業の実施が可能になります。

行財政基盤の強化・効率化、行政サービスの高度化・多様化が図れます

- 総務・企画・財政などの管理部門、議会・農業委員会などの事務局部門が集約されることで経費が削減され、その削減された経費や人員を福祉などの住民サービス部門にあてることができます。
- 保健、土木・建築などの専門的な分野に対応できる人材の配置が可能となり、高度なサービスが提供できます。



行政のスリム化 (約160億円)

1 管理部門経費の削減効果(物件費)

10年間で **約16億円**

2 市町長等、議員及び職員の定数減・退職による人件費削減効果

●市町長等及び議員の定数減

市町長等：28人→4人（合併と同時に原則4人になります）

議員：120人→34人（特例期間後は34人が上限）
（現在の1市6町の議員数）

10年間で **約50億円**

●職員の減少

【現市町の職員数合計 約1,200人(平成15年4月1日現在)】

定年退職者の3/5を新規採用した場合、約960人

(同規模の団体指標参照)

10年間で **約94億円**

(各種委員等の減少分約37億円が含まれています。)

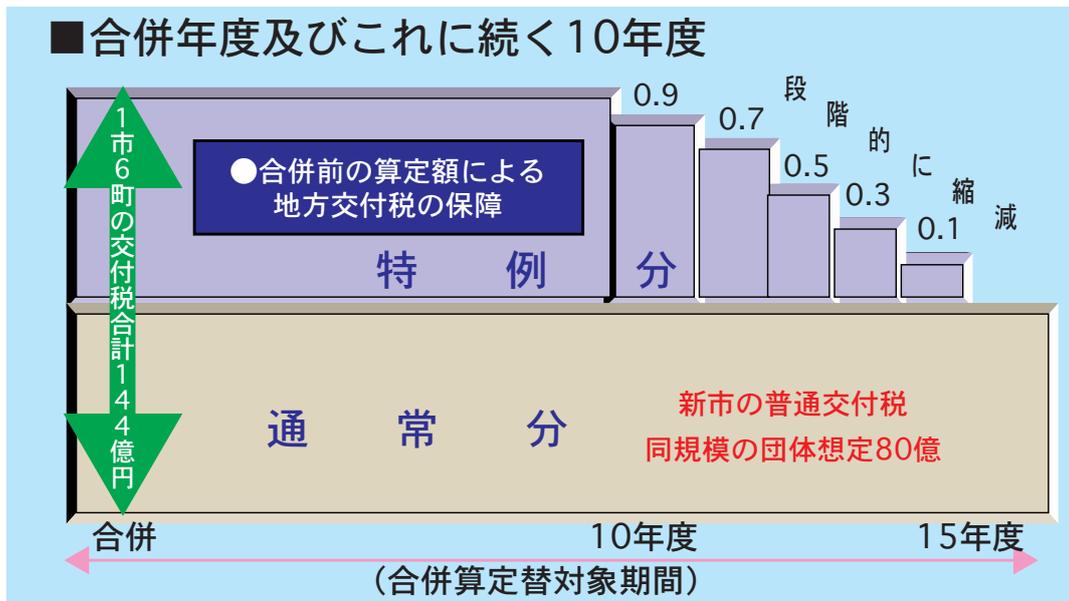


I 合併による国、県の支援

平成17年3月までに合併した場合、次のような支援が国、県から受けることができるため、合併をきっかけにした地域振興が図られます。

●普通交付税措置

- ①合併算定替…合併後10か年度間、合併しなかった場合の普通交付税合算額全額保障。
その後5か年度間で段階的に縮減



②臨時的経費に対する措置……………	約22億円 ①
●特別交付税措置……………	約10億円 ②
●合併市町補助金(国支出金)……	約8億円 ③
●合併特例交付金(県支出金)……	約10億円 ④
●合併特例債(基金積立分)……	約38億円 ⑤
財政支援効果(①～⑤の合計)	約88億円



II 合併による歳出削減効果

- 行政のスリム化…………… 約160億円

III 財政基盤の強化

- 基金として積立分…………… 約40億円
- 借入金の返済分…………… 約7億円

IV 普通建設事業費へ特例債の活用

- 合併特例債(最大活用額)…………… 400億円

合併対策として事業にお金を借りることができます。
これを合併特例債といいます。
返済額の70%は国が交付税でみてくれます。

(I+II-III)
合計201億円

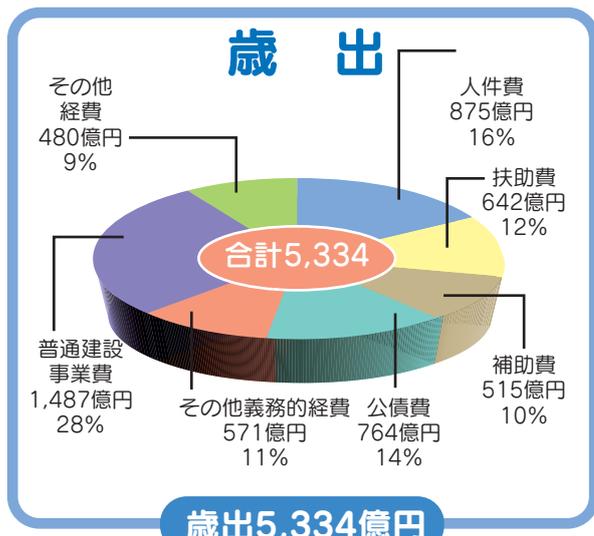
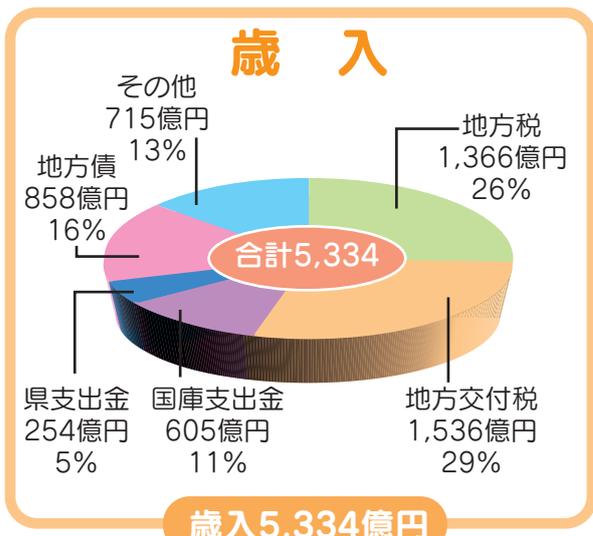
総額は
601億円

1市6町が合併した場合の
合併効果

財政計画

新市の財政計画は、合併後10年間の財政運営の指針として、現況及び過去の実績等に基づく基本的な歳入・歳出と、まちづくり計画に基づく事業分、住民負担・サービス水準に関する調整分、合併に伴う経費節減分、国・県による財政支援分などを反映させ、同時に、今後も健全な財政運営を行うことを基本に、普通会計ベースで算定したものです。

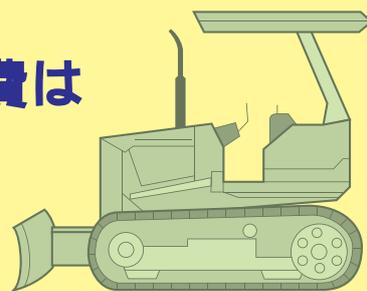
合併(平成17年度)から26年度までの合計



区分		内容
歳入	地方税	行政に必要な一般的な経費をまかなうために、住民及び企業から徴収する税金のことで、主なものに市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税などがあります。
	地方交付税	市町村が一定水準の行政サービスを維持することができるように、国が配分する交付金のことです。
	国庫支出金	市町村が行う特定の事業の経費に対して国が負担する支出金のことです。
	県支出金	市町村が行う特定の事業の経費に対して県が負担する支出金のことです。
	地方債	土木・建築等の事業を行う際、その財源不足を補うために国や金融機関等から借り入れる資金のことで、次年度以降にその返済をしていきます。
歳出	人件費	三役や職員の給料、議員等の報酬として支払われる経費のことです。
	扶助費	社会保障制度の一環として、児童、高齢者、心身障害者等を援助するために支出される経費のことです。
	補助費	各種団体等に対し、交付するもので、主に団体の運営費等を援助します。
	公債費	借り入れた地方債(借金)の元利償還金のことです。
	普通建設事業費	土木・建築事業に要する経費のことで、主なものに道路や学校、橋、公園の建設のための経費があります。

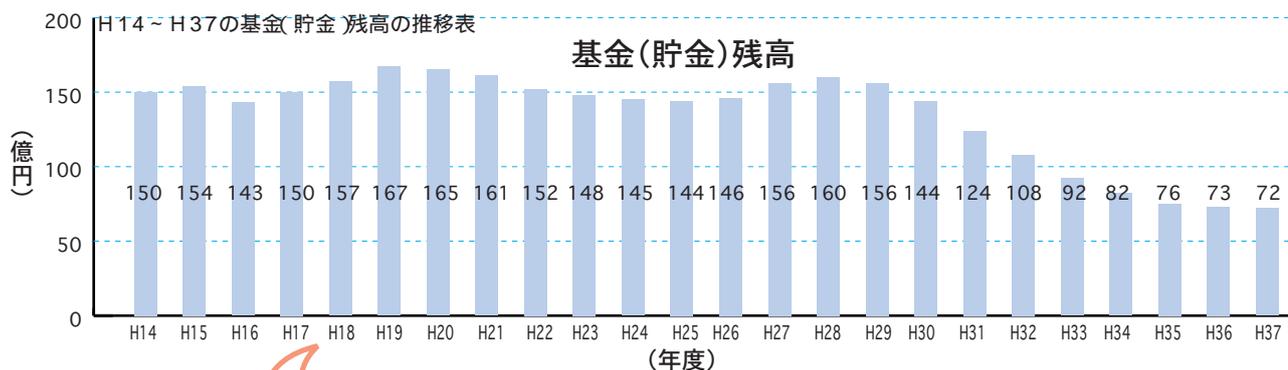
平成17年度から平成26年度までの10年間の
新市まちづくり計画の普通建設事業費は

1,487億円
(内合併特例債は400億円)



財政シミュレーション結果

安定した財政運営ができます。



13万人規模団体の基金も
約72億円程度となっています。

平成14年度各市町基金(貯金)現在額

単位:億円

国分市	溝辺町	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	合計
68	15	14	10	12	21	10	150

内訳

単位:億円

区分	金額	備考
取崩できる基金	114	市町単独基金
取崩できない基金	36	果実運用型基金
合計	150	

果実運用型基金:利息の活用を基本とした基金



合併特例債は、有利な起債ではありますが、基本的には借金です。借入限度額は、546億円ですが、20年後の財政状況を考え、400億円の借入で計算しました。400億円を借入ると、元利償還金として約460億円返済することになります。(内、国が約322億円を交付税としてみます。)

“合併特例債の活用について”

合併特例債を活用するには、原資(資本となる財源)が必要です。400億円の合併特例債を活用するには、約141億円の原資として基金等が必要です。

また、建設事業費の合併特例債(400億円)は、新市の一体性のある事業(新市で計画する事業)や均衡ある発展に資する事業(今までに整備が遅れている事業)にあてる予定です。



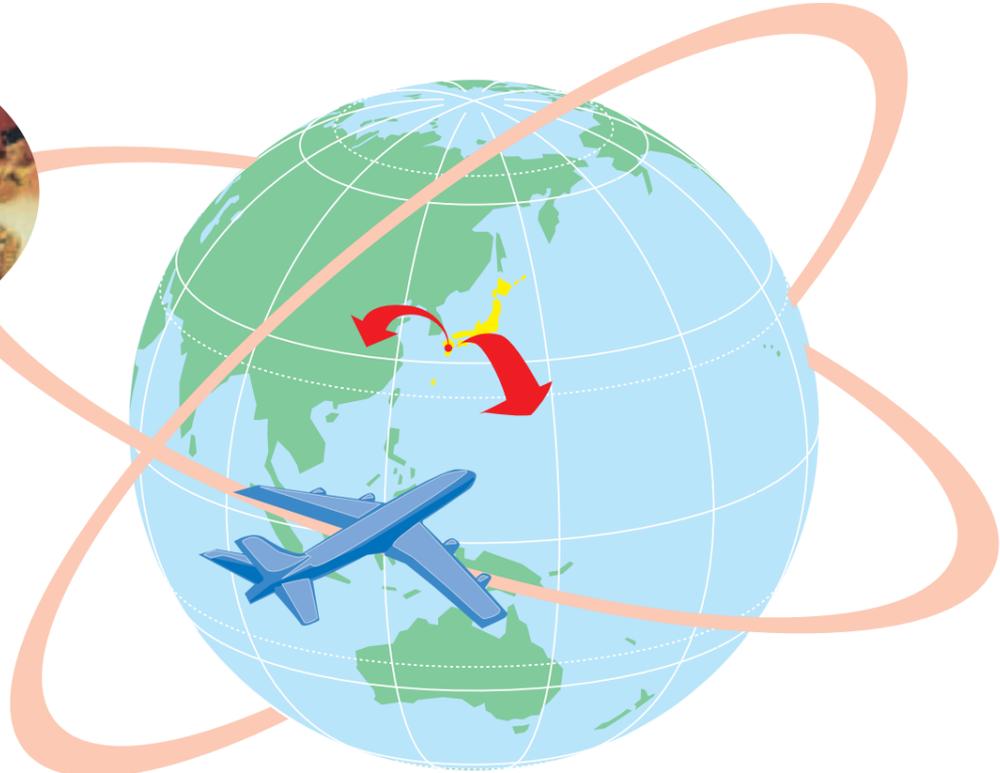
まちづくりの基本理念

世界にひらく、 人と自然・歴史・文化が ふれあう都市

「霧島山系から錦江湾の鼓動が
時空を超え、躍動する新都市」

基本理念の視点

空港を拠点として世界を視野に入れた、人と自然・歴史・文化などさまざまなふれあいのある都市づくり
地域内の多彩な潜在力が、未来に向かって進化しながら、新しい地域力となり、躍動する新しい都市づくり



新市の将来像

人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市の創造

新市の将来像を実現するために7つ(7市町、7分野)のキーワードがふれあう都市づくりを将来像の柱として設定します。

- | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|---|
| <p>活力ある都市づくり</p> <p>【社会基盤】
快適で魅力的な都市機能の充実と安全で活力ある都市づくり</p> <p>新市が躍動するイメージ</p> | <p>自然にやさしい都市づくり</p> <p>【生活環境】
自然と共生し、誰もが安心して住める都市づくり</p> <p>気持ちや心が休まる癒しをイメージ</p> | <p>育み磨き合う都市づくり</p> <p>【教育文化】
育まれてきた教育文化の継承と生涯学習、国際交流を推進する都市づくり</p> <p>すべての人が将来に夢を持てるイメージ</p> | <p>たすけあい、支えあう都市づくり</p> <p>【保健福祉】
すべての人が安心して暮らし、共にたすけあい支え合う都市づくり</p> <p>すべての人が互いに支えあうイメージ</p> | <p>産業ふれあいの都市づくり</p> <p>【産業経済】
多種多様な産業が調和した産業ふれあいの都市づくり</p> <p>人や産業のふれあい交流をイメージ</p> | <p>住民参画の都市づくり</p> <p>【コミュニティ】
住民が主体的に参画し、行政と協働する都市づくり</p> <p>行政と住民の協働をイメージ</p> | <p>健全な行財政組織の都市づくり</p> <p>【行財政】
健全で自立した行財政運営と地域拠点(旧市町)の連携による都市づくり</p> <p>旧市町間の強い絆での結び付きをイメージ</p> |
|---|--|--|--|--|--|---|

地域別振興方向

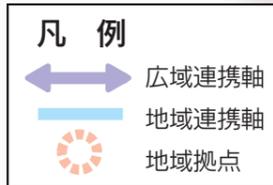
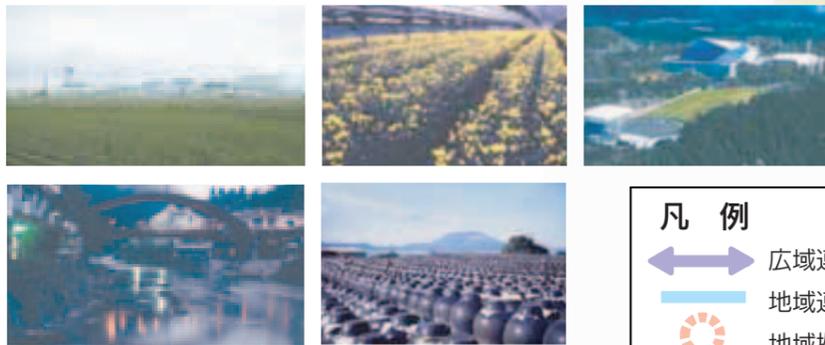
新市のまちづくりゾーン の方向性

新市の自然、産業、教育文化及び土地利用等の特性を活かした均衡ある発展をめざすため、これまでの地域の歩みを尊重しつつ、新市を大きく、3つのゾーンに分け、地域別振興を図ります。

田園文化交流ゾーン

「自然環境や文化と共生する交流・体験地域として農業と観光のふれあいのある田園ゾーンの形成」

・空港周辺を人との交流拠点として、地域一帯を田園文化交流ゾーンと位置づけ、農業と観光の振興、歴史・文化の振興を図りながら、実り豊かな自然と文化が共生する交流・体験地域として整備を図ります。



錦江湾多機能都市交流ゾーン

「都市機能を充実し、にぎわいと躍動感あふれる市街地とマリンゾーンの形成」

・人口増加が見込まれる国分平野一帯を錦江湾多機能都市交流ゾーンと位置づけ、都市機能の充実を図るとともに、居住環境やスポーツ・レクリエーション環境等の整備を進め、にぎわいと躍動感あふれる交流拠点都市づくりを図ります。また、錦江湾沿い一帯は、静かで穏やかな内海としての特徴を活かしたマリンゾーンとして、整備を図るとともに、港湾事業や漁業等の振興を促進します。



土地利用構想図



自然交流ゾーン

「豊かな自然や美しい景観を保全・継承し、住む人、訪れる人が癒されるゾーンの形成」

・霧島山系の国立公園と1市6町の山麓一帯を自然交流ゾーンとして位置づけ、豊かな自然や美しい景観を保全・継承し、希少価値のある動植物の保護に努めるとともに、森林については、水源かん養としての大切な機能を活用しながら、これらの魅力を住む人だけでなく、訪れる人々までが享受できる、心休まる癒しのゾーン形成を図ります。



新市のまちづくりの軸の方向性

新市地域内外との人やものの活発な交流を促進するために、2つの連携軸を設定します。

広域連携軸

・空港、九州縦貫自動車道、東九州自動車道を中心とした軸を広域連携軸と位置づけ、九州南部と九州北部の人・ものの交流を促進し、新市の生活の向上や産業の振興を図る重要な基軸とし、周辺地域である鹿児島市や熊本、宮崎といった地域はもとより、各地との連携を強める軸とします。

地域連携軸

・旧市町の市役所や町役場を中心とした地区を地域拠点とし、各地域の交流・連携を推進することにより、新市としての機能強化を図っていく軸として、地域連携軸を設定します。



新市まちづくり基本計画

※事業については抜粋

新市まちづくり計画の基本方針に基づき、新市の将来像の実現に向けた新市建設の根幹となる、具体的な施策を「新市まちづくり基本計画」として、まとめます。なお、各分野別の基本方向や具体的施策については、まちづくりフォーラムの提言を基に、住民の意見を尊重して作成しています。



(1) 活力ある都市づくり(社会基盤の整備)

① 地域特性を活かした自然と人にやさしく、災害に強い安全で快適な都市づくり

河川及び周辺の整備	◆河川整備事業 ◆防災事業 ◆湛水防除事業 ◆急傾斜地崩壊対策事業
-----------	--------------------------------------

② 空港、港湾、高速道路、鉄道を活かした都市づくり

空港・港湾・道路・交通体系の整備	◆国・県道整備事業 ◆市道整備改良事業 ◆街路事業 ◆港湾整備事業 ◆橋梁整備事業 ◆コミュニティバス運営事業
市街地整備	◆中心市街地活性化整備事業 ◆土地区画整理事業 ◆JR駅周辺整備事業

③ 情報ネットワークを活かした都市づくり

情報通信基盤の整備	◆ケーブルテレビ施設整備事業 ◆地域イントラネット導入促進事業 ◆地域情報伝達システム整備事業
-----------	---

(2) 自然にやさしい都市づくり(生活環境の整備)



① 安心して暮らせる都市づくり

消防・防災体制の充実	◆消防防災設備整備事業
交通・防犯対策の充実	◆交通安全施設整備事業 ◆防犯対策事業 ◆防犯灯・防犯カメラ設置事業
住宅の整備	◆公営住宅整備事業 ◆宅地造成事業

② 海・山・川が一体となった自然豊かな都市づくり

公園・緑地の整備	◆公園整備事業 ◆公園施設管理事業
ごみ処理体系の確立及び施設整備	◆資源循環型社会形成事業 ◆衛生管理事業
し尿処理体系の確立及び施設整備	◆合併処理浄化槽設置整備事業
簡易水道・上水道の整備等	◆中央監視システム整備事業 ◆浄水施設整備事業 ◆水源開発事業
下水道の整備等	◆公共下水道事業
自然保護・環境保全・美化活動	◆環境衛生整備事業 ◆棚田保全整備事業 ◆水源かん養林事業

③住民による都市づくり

ボランティア団体の育成と活動推進	◆ボランティア活動支援事業
地域づくりの推進	◆NPO設立支援事業 ◆地区まちづくり推進体制整備事業 ◆公園管理等行政・住民協働支援検討計画事業 ◆公共施設等里親制度導入事業 ◆自主防犯組織等育成促進事業

(3)育み磨きあう都市づくり(教育文化の振興)

①地域に根ざした特色ある学校教育を推進する都市づくり

学校教育の充実	◆学校施設整備事業 ◆就学区域の弾力化推進事業 ◆学校間交流事業 ◆スクールカウンセラー・教育相談員配置事業 ◆通学対策事業
---------	--

②伝統文化の継承と新しい文化の創造を図る都市づくり

地域文化の振興	◆歴史民俗資料館整備事業 ◆芸術文化振興事業
伝統文化の保存・継承	◆文化財保護事業 ◆郷土芸能保護育成事業

③人づくりとそのための環境づくり、息の長い生涯学習を推進する都市づくり

生涯学習の推進	◆生涯学習ボランティアセンター開設・運営事業 ◆生涯学習推進事業 ◆図書館整備事業
体育・スポーツの振興	◆運動施設整備事業 ◆スポーツ振興事業 ◆地域スポーツクラブ育成事業
青少年健全育成	◆青少年健全育成事業

(4)たすけあい支えあう都市づくり(保健福祉の充実)

①すべての人が安心していきいきと暮らせる都市づくり

保健予防対策の充実	◆感染症予防事業 ◆健康づくり推進事業 ◆保健センター整備事業
医療体制の充実	◆土曜日曜夜間診療所事業 ◆医師会医療センター整備事業
社会福祉の推進	◆社会福祉推進事業 ◆社会福祉協議会運営事業 ◆ボランティア活動支援事業 ◆福祉施設管理運営事業 ◆生活保護事業
高齢者福祉の充実	◆高齢者訪問給食サービス事業 ◆生きがい対応型サービス事業
障害者福祉の充実	◆障害児福祉事業 ◆知的障害者福祉事業 ◆身体障害者福祉事業 ◆精神障害者福祉事業
国民健康保険事業	◆国保総合健康づくり支援事業

②生涯にわたり自主的に健康管理ができる都市づくり

健康づくりの推進	◆健康増進事業 ◆健康診断促進事業
----------	-------------------

③安心して子供を産み、心豊かに子育てができる都市づくり

児童福祉の充実	◆子育て支援事業 ◆保育促進事業 ◆放課後児童健全育成事業
母(父)子福祉の充実	◆ひとり親家庭医療費助成事業 ◆母子寡婦父子福祉事業

夢

支

(5) 産業ふれあい都市づくり(産業経済の振興)

① 産業間の交流、ふれあいによる商工業の振興を図る都市づくり

商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域企業振興事業 ◆企業誘致事業 ◆産業フェア促進事業 ◆起業家支援推進事業 ◆商店街等活性化推進事業 ◆産学官連携事業 ◆異業種間交流促進事業 ◆地産地消推進事業 ◆産業振興交流センター整備事業
--------	---

② 生産者と消費者とのふれあいによる農林水産業の振興を図る都市づくり

農林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ◆農村振興総合整備事業 ◆環境保全型農業総合整備事業 ◆農業用水資源開発事業 ◆農道及び用排水路整備事業 ◆中山間地域総合整備事業 ◆農業農村整備事業 ◆海岸保全施設整備(高潮)事業 ◆森林保全対策事業 ◆森林整備事業 ◆畜産振興推進事業 ◆生産者組織等育成事業 ◆むらづくり推進事業 ◆新市のブランドづくり促進事業 ◆市民農園整備事業
水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ◆海面環境保全事業 ◆魚類繁殖保護事業 ◆豊かな海づくりパイロット事業

③ 観光客と地域住民とのふれあいによる観光の振興を図る都市づくり

観光・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> ◆新市のブランドづくり促進事業 ◆観光地整備事業 ◆マリンゾーン整備事業 ◆サイン(標識)整備事業 ◆広域観光スタンプラリー事業 ◆観光振興事業 ◆各種イベント事業
----------------	---

(6) 住民参画の都市づくり(コミュニティの推進)

① 住民・自治会組織・企業・ボランティア団体・NPO(民間非営利団体)などと行政が協働する都市づくり

自治会活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域まちづくり支援事業 ◆地区公民館づくり拠点施設整備事業
住民参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域振興計画策定・実施支援事業

② 国際交流を積極的に推進する都市づくり

各種交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆国際交流推進事業 ◆国際交流のまちづくり推進事業
---------	---

③ 人づくりを大切に進める都市づくり

人づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆異業種間交流事業 ◆人材育成研修事業
男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画推進事業 ◆男女共同参画社会推進事業

(7) 健全な行財政組織の都市づくり(行財政の効率化等)

① 健全な行財政運営を進める都市づくり

行財政の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ◆バランスシート策定事業 ◆行政及び政策評価制度構築事業
---------	--

② 開かれた行政を推進する都市づくり

情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報公開・個人情報保護制度確立事業
行政広報	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報活動・ケーブルテレビ整備事業

③ 質の高い行政サービスの提供を推進する都市づくり

庁舎等施設・設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆庁舎利用促進事業
行政サービスの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆郵便局等との連携強化

新市の一体化プロジェクト

※事業については抜粋

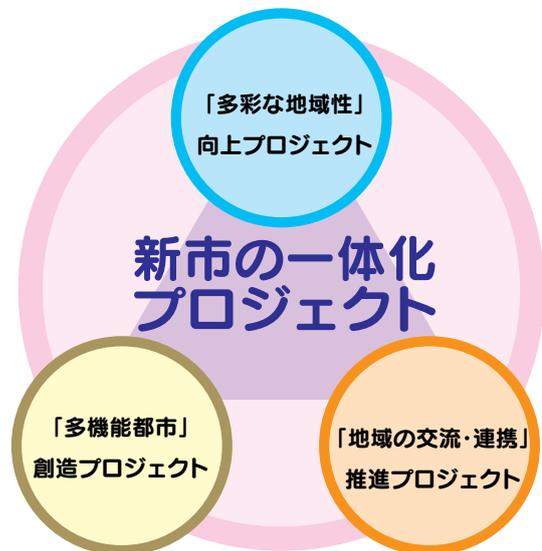
新市まちづくり計画の基本方針に基づき、新市の将来像の実現と7地域の一体化を推進するため、重点的かつ戦略的に取組む新市の一体化プロジェクトとして、「多彩な地域性」向上プロジェクト、「地域の交流・連携」推進プロジェクト、「多機能都市」創造プロジェクトの3つのプロジェクトを設定します。

(1)「多彩な地域性」向上プロジェクト

- ①地域の豊かな自然を大切にするまちづくり
 - 自然環境の保全・整備(河川の水質浄化)
 - 環境学習の推進(自然体験交流の推進)
- ②地域の人づくりとコミュニティを支援するまちづくり
 - 人づくり(人材育成研修の充実)
 - 地域コミュニティの強化(地域活動支援事業)
- ③地域の歴史・文化・産業の特性を活かしたまちづくり
 - 地域の歴史・文化の育成(歴史民俗資料館の整備)
 - 地域に根ざした産業の振興(新市のブランド形成)
- ④誰もが安心して暮らせ将来に不安のないまちづくり
 - 地域医療・福祉の充実(給食サービス)
 - 生活環境の整備(循環型社会の構築)

(3)「多機能都市」創造プロジェクト

- ①新市の“顔”づくり
 - 中心市街地の活性化(モニュメント整備)
 - 各地域の拠点整備(庁舎等施設整備)
- ②快適で便利な都市づくり
 - 空港・港湾・道路・交通網の整備(市道整備事業)
 - 消防・交通安全体制の充実(防犯対策)
 - 快適な生活環境の整備(公園緑地の整備)
- ③多機能都市を運営・管理する健全な行財政の効率化を推進するまちづくり
 - 自立した行財政運営を行うために、新たな行政評価制度を導入



(2)「地域の交流・連携」推進プロジェクト

- ①地域間連携ネットワークを推進するまちづくり
 - 情報通信基盤の整備(ケーブルテレビの整備)
 - 道路・交通ネットワーク(コミュニティバスの整備)
- ②新市内の交流を推進するまちづくり
 - 公共施設の有効利用(公共施設の利用促進)
 - 交流事業の推進(地域コミュニティ間交流)
- ③世界との交流を推進するまちづくり
 - 鹿児島空港を活用した国際交流の推進
 - 国際観光地としての機能強化(標識等サイン整備)

公共的施設の統合整備

基本方針

新市の公共的施設については、住民生活との関わりが深いいため、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域の特性やバランス、利便性、さらに財政事情を考慮したうえで整備していくことを基本とします。

統合整備に際しては、効率的かつ効果的な行財政運営を目指し、既存施設の有効利用や相互利用、あるいは施設の新規設置など管理体制も含めて十分に検討して、住民サービスの維持・向上に向けた整備に努めます。

現庁舎の活用

本庁舎については、当面は国分市中央三丁目45番1号(現国分市役所)とし、これまでの市役所・各役場(国分市役所、溝辺町役場、横川町役場、牧園町役場、霧島町役場、隼人町役場、福山町役場)は、各種窓口業務機能だけでなく総合的な業務を行う「総合支所」とし、現在の牧之原支所は引き続き支所として、住民サービスの維持・向上が図れるように必要な整備・充実に努めます。

なお、事務所の設置方式については将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があるため、新市において検討することとし、庁舎建設は、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討するものとしています。

※「公共的施設」とは、市役所・役場、公民館、体育館、図書館、学校及び公園など多くの人が利用する施設などのこと。

※「総合支所」とは、住民サービスの面で従来の市役所や町役場とほぼ同等の機能を有する総合的な機能を持つ支所のこと。



(参考)

現庁舎の空き会議室等の有効活用を検討する。

例えば、図書室、歴史資料室、青年・女性・まちづくり団体等の活動拠点等として活用する。

合併の課題克服

合併に対する懸念	取組内容	主要な事業
<p>市役所・役場が遠くなってしまい、今までより不便になってしまうのではないかと不安はないか？</p>	<p>当面は総合支所方式とし、合併後の本庁舎は現在の国分市役所となります。その他の町役場は、各種窓口業務機能だけではない総合的な業務を行う「総合支所」として、また、現在の牧之原支所も支所となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●総合支所方式の採用 ●ケーブルテレビ施設整備事業 ●地域イントラネット導入促進事業 ●郵便局等との連携強化
<p>住民の声や行政に届きにくくなるのではないかと不安はないか？</p>	<p>新市の地域単位での課題や問題点を話し合いながら、その課題解決のために行政と連携できるしくみづくりに取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ推進事業 ●地域振興計画策定・実施支援事業 ●地域まちづくり推進体制整備事業
<p>中心部だけが良くなって周辺部は寂れてしまうのではないかと不安はないか？</p>	<p>これまで住民生活を支えてきた生活・産業基盤を活かしながら、道路・交通ネットワークの形成、定住対策や地域情報化を進め、各地域の均等ある発展に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●県道整備事業 ●市道整備事業 ●コミュニティバス運行事業
<p>各地域の歴史・文化・伝統などが失われていきませんか？</p>	<p>これまでの愛郷心を培いながら引き続き保存・伝承の取り組みを支援するとともに、新たな文化の創造とネットワーク化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●文化活動推進事業 ●芸術文化振興事業 ●郷土芸能保存育成事業
<p>行政区域が広がり新市としての一体感が薄くなるのではないかと不安はないか？</p>	<p>新市の総合的なブランドづくりを進め、公共施設や観光地等の案内看板の一体的な整備を図ります。また、地域間の交流、誘致企業と地場産業の交流の促進や、農産物を相互に消費するなどの地産地消の推進を図り、産業の活性化と新市の一体感の醸成に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新市ブランド形成事業 ●公共サイン(標識)整備事業 ●地産地消推進事業 ●異業種間交流促進事業
<p>行政サービスが低下したり料金などの負担が高くなることはないか？</p>	<p>事務一元化調整方針に基づき、12の専門部会や協議会において検討・協議中です。</p>	<p>現在の各種行政サービスについては、必要なサービス水準を低下させることなく住民福祉の向上が図られることを原則に調整に努めます。使用料など住民の皆様にご負担いただくものについては、負担公平の原則に立ち、できるだけ不公平感を与えないよう十分配慮します。</p>

合併協定項目

合併協定項目については、現在、専門部会、分科会で協議し調整方針を検討中です。

これまでに協議会で協議が整ったものについて整理しています。



合併協定項目協議状況

区分	番号	協議状況	協定項目	備考
基本的事項	1		合併の方式	新設合併(対等合併)
	2		合併の期日	平成17年2月目標
	3		新市の名称	9月16日～10月31日公募応募総数3,887
	4		新市の事務所の位置	当面、総合支所方式(本庁:現国分市役所)
	5		財産の取扱い	全ての財産、公の施設、負債を新市に継承を提案中
合併特例法に定める事項	6		新市まちづくり計画	新市まちづくり基本方針、根幹的事業、財政計画等の原案(概要版)を作成済
	7		議会議員の定数及び任期の取扱い	合併に伴う特例適用の可否等について協議中
	8		地域審議会の設置	地域審議会設置について提案方法等を協議中
	9		農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	選挙区設置、在任特例適用の可否等について協議中
	10		地方税の取扱い	個人市民税は国分市の例による。ただし、6町は、均等割は不均一課税等を3年採用する等
	11		一般職の職員の身分の取扱い	職員の身分の引き継ぎを確認、給料の額を協議中
その他の事項	12		特別職の身分の取扱い	市長、助役等の特別職は合併前日失職する等
	13		条例、規則等の取扱い	すべての条例等の施行方法を協議中
	14		事務組織及び機構の取扱い	新市の組織及び機構の設置方針を協議中
	15		一部事務組合等の取扱い	関係市町が構成団体である一部事務組合の取扱いを協議中
	16		使用料、手数料等の取扱い	住宅使用料、公共施設使用料などを協議中
	17		公共的団体等の取扱い	商工会等の公共的団体の統合等について協議中
	18		補助金、交付金等の取扱い	各種団体への補助金等の額について協議中
	19		町名・字名の取扱い	関係市町に重複する字名等の取扱いを協議中
	20		慣行の取扱い	市章、市の花・木等は、新市で新たに定める
	21		国民健康保険事業の取扱い	高額療養費、出産一時金、葬祭費等の取扱いを協議中
	22		介護保険事業の取扱い	新たな事業計画を17年度に策定する方向で協議中
	23		消防団の取扱い	組織形態、定員等を提案中
	24		自治会・行政連絡機構の取扱い	行政事務委託や自治組織のあり方を協議中
	25		各種事務事業の取扱い	
25-(1)		男女共同参画事業	新市において基本計画を速やかに策定する	
25-(2)		姉妹都市・国際交流事業	相手の意向を確認して新市に引き継ぐ等	
25-(3)		電算システム事業	合併時に統合し安全・確実な稼動に努める	
25-(4)		広報広聴関係事業	広報紙については、毎月発行する等	

その他の事項

25-(5)	納税関係事業	納税組合は、平成17年度から廃止する等
25-(6)	消防防災関係事業	防災体制のあり方、防災無線の活用を提案中
25-(7)	交通関係事業	コミュニティバス事業は新市に引き継ぐ等
25-(8)	窓口業務	サービスが低下しないよう現行のとおり新市に引き継ぐ
25-(9)	保健衛生事業	健康指導、検診、予防接種等の取扱いを協議中
25-(10)	環境衛生事業	ごみの収集方法は、衛生管理組合等と協議し合併までに調整する等を提案中
25-(11)	障害者福祉事業	現行事業を原則継続実施の方向で協議中
25-(12)	高齢者福祉事業	現行事業を原則継続実施の方向で協議中
25-(13)	児童福祉事業	現行事業を原則継続実施の方向で協議中
25-(14)	生活保護事業	福祉事務所が設置され、継続実施の方向で協議中
25-(15)	その他の福祉事業	養護老人ホーム等について新市へ継承の方向で協議中
25-(16)	農林水産関係事業	農政、畜産、林業、水産、耕地事業を原則継続実施の方向で協議中
25-(17)	商工・観光関係事業	商工業振興策、観光資源活用などを協議中
25-(18)	建設関係事業	市道管理、都市計画区域などを協議中
25-(19)	上・下水道事業	水道料金の算定、施設整備などを協議中
25-(20)	学校教育事業	通学区域、学校整備、教育方針などを協議中
25-(21)	コミュニティ施策	地域連帯感醸成の方策等を協議中
25-(22)	社会教育事業	生涯学習の推進体制、文化関連施設を協議中
25-(23)	情報公開制度	合併時に情報公開・個人情報保護条例を制定
25-(24)	社会福祉協議会関係事業	1つの社会福祉協議会に統一する方向で、社協合併協議会で協議調整中
25-(25)	第三セクター等関係事業	経営状況の分析等を行い、今後の方針を協議中
25-(26)	病院関係事業	病院、診療所は、新市に引き継ぐ
25-(27)	その他事業	

◎承認済、 ☆小委員会で審議中、 ○提案中、 △協議会で未協議(平成15年11月末現在)

合併協定項目の最終協議は、平成16年6月を目途に終わる予定です。平成16年7月予定の住民説明会までには、この合併協定項目を中心とした冊子を作成し、再度、皆様に配布する計画です。



人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市の創造

合併後の人口・面積



人口が約13万人だと
鹿児島市に次ぐ二番目の
市になるんだね!

<新市概要>

人口:127,912人
面積:603.67km²

人口:平成12年国勢調査(平成12年10月1日)
面積:平成12年10月1日現在



始良中央地区合併協議会全体スケジュール

平成15年		平成16年						平成17年		
4月	6月	12月	3月	4月	7月	8月	9月	10月	2月	3月
合併協議会設置		各市町住民説明会 (新市まちづくり計画)			各市町住民説明会	合併協定書の調印	各市町議会議決	合併準備事務局設立	閉市町式	新市開市式
	合併協議 I期(6か月)		合併協議 II期(8か月)						合併協議会解散	
	新市まちづくり計画策定・審議(10か月)									
	事務事業現況調査及び調整(一元化作業)									
	例規整備									
	電算システムの統合									
	協議会だよりの発行(毎月)				ホームページ開設(随時更新)					

この概要版に関してご意見、ご質問がありましたら、合併協議会事務局又は、各市町合併担当課までご連絡ください。

始良中央地区合併協議会事務局

〒899-4393 国分市中央三丁目45番1号 国分市役所7階
TEL0995-64-0937 FAX0995-64-0940

メールアドレス keikaku@airachuou-gappei.jp

この概要版は住民説明会で使用しますので説明会にはご持参ください。